

## **7 保健及び福祉の向上**

## 7 保健及び福祉の向上

事業名	離島地域出産支援事業(H20~)		
事業内容	島内で分娩ができない離島地域の妊婦が、島外の産科医療機関を利用せざるを得ない場合に、妊婦健診や出産時に要する交通費・宿泊費等の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助する。		
助成等の要件	<p>①対象者 対象地域に居住する妊婦で、余儀なく島外で妊婦健診及び出産をする妊婦</p> <p>②対象地域 ・常駐の産科医がない県内有人離島(20島) ・医療機関の休業等により、島内で分娩ができない県内有人離島(1島)</p>		
助成対象	<p>①妊婦健診を受診する際の交通費及び宿泊費 ②出産に備え、島外の出産する場所に事前に待機する際の交通費及び宿泊費 ③妊婦が島外医療機関にやむを得ず緊急に移送された場合の移送費 (妊婦の担当医師等の指示によるものに限る。ただし海による急患搬送は除く。)</p>		
その他補足	市町村が実施主体として妊婦への助成事業を行うことが前提		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	子ども政策局子育て支援課母子保健係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-2775
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	高齢者元気度アップ地域活性化事業(H24~)		
事業内容	<p>1 介護人材確保ポイント事業</p> <p>① 概要 幅広い世代の方が、高齢者の見守りや買い物支援などのボランティア活動を行うことに対してポイントを付与し、介護人材の裾野の拡大を推進する。</p> <p>② 実施主体等 (1)実施主体:市町村 (2)対象経費:ポイント還元経費</p> <p>2 高齢者地域支え合いグループポイント事業</p> <p>① 概要 高齢者を含むグループが取り組む互助活動等に対してポイントを付与し、高齢者を地域全体で支える活動を推進する。</p> <p>② 事業主体等 (1)実施主体:市町村 (2)対象経費:ポイント還元経費、事務費</p>		
助成等の要件	<p>1 介護人材確保ポイント事業</p> <p>① 対象 若者、中年齢者、子育てを終えた者、高齢者(個人)</p> <p>② ポイント付与対象活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の通いの場、認知症カフェや介護施設等ボランティア活動</li> <li>・生活支援グループの活動でのボランティア活動</li> <li>・県が実施する介護分野への入門的研修等の各種研修の受講</li> </ul> <p>2 高齢者地域支え合いグループポイント事業</p> <p>① 対象グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員が3名以上であること。</li> <li>・構成員の半数以上を高齢者(65歳以上)で占めること。</li> <li>・代表者を定め、継続的に活動すること。</li> </ul> <p>② ポイント付与対象活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・互助活動ポイント：高齢者を支援する活動、地域活性化の活動</li> <li>・子育て支援ポイント：互助活動のうち、子育て支援活動1回(60分以上)に対し1ポイントを加算</li> <li>・子ども食堂支援等ポイント：子育て支援活動のうち、子ども食堂支援活動等1回(60分以上)に対し1ポイントを加算</li> <li>・地域デビューポイント：新規設立グループ及び新たに高齢者が加入したグループに対し、地域デビューポイント(2ポイント)を付与。</li> </ul>		
助成対象	市町村		
その他補足	実施主体は市町村。 市町村は、市町村長が適当と認める団体への委託により事業を実施することができる。		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	保健福祉部高齢者生き生き推進課 生きがい推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2568
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/koreisya/ikigai/uppoint/index.html">https://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/koreisya/ikigai/uppoint/index.html</a>

事業名	高齢者生きがい活動促進事業(H23~)		
事業内容	<p>1 実施主体 市町村及び特別区(ただし、当該事業を適切に行える団体への委託可能)</p> <p>2 実施方法 本事業の目的に応じた先駆的な活動を行うボランティア団体やNPO法人等の団体(以下「NPO法人等」という。)の設立準備、事務所等活動拠点の初度設備整備等に必要となる経費に対する助成を行う。 ただし、助成期間は1年以内とし、他の国庫負担(補助)制度により、当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業は対象としない。</p> <p>3 事業内容 以下の取組を通じた高齢者等の生きがいを創出するボランティア活動の立ち上げ支援(初度設備等の補助)を行う。</p> <p>ア 農福連携推進事業 高齢者が農作業や農作物の調理・販売等をとおして、運動機能低下・認知症・閉じこもり等の介護予防を図るなど、農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場の提供に資する活動</p> <p>イ ア以外の地域の支え合い活動</p>		
助成等の要件	<p>1 対象となる団体 新たに組織化するNPO法人等又は本事業の目的に応じた活動を新たに始めるNPO法人等について、実施主体ごとに1程度を本事業の対象とする。ただし、令和4年度以降の「地域づくり加速化事業」(厚生労働省委託事業)において、地域づくりの推進に係る伴走の支援を受けた市町村であって、その課題解決に資する取組を行う場合は、実施主体ごとにさらに1団体を本事業の対象とする。</p> <p>2 助成の対象となるNPO法人等の取組            ① NPO法人等が行う活動は、(2)の①により市町村が把握する地域の高齢者の課題の解決に資する高齢者によるボランティア活動とする。            (活動の例)            - 農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場の提供に資する活動(高齢者への配食サービスのための農産物の生産活動等)            - 協議体等の活動を通じて創出された住民主体によるサービス            - 見守り、配食等の生活支援            - 高齢者スポーツの指導活動            - 多世代による共生の居場所づくり            ② 利用料等事業により得られた収入の一部を、ボランティア活動を行う高齢者へ支給(活動の実費、謝礼等)するものとする。            ③ 事業本来の運営費は、本事業の助成対象となる団体の事業収入で賄うことを目標とする。            ④ 高齢者が行うボランティア活動が、高齢者が自発的に社会参加し、地域社会の中でいきいきと生活するとともに、高齢者の生きがいや健康づくりにつながるような活動となるよう努めるものとする。</p>		
助成対象	市町村		
その他補足	実施主体である市町村及び特別区(ただし、当該事業を適切に行える団体への委託可能)が、本事業の目的に応じた先駆的な活動を行うボランティア団体やNPO法人等の団体に助成。		
集落対策関連	○	所管団体	厚生労働省
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	保健福祉部高齢者生き生き推進課 生きがい推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2568
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	子ども・子育て市町村応援交付金事業(R6~)		
事業内容	地域の実情に応じた市町村の取組を促進するため、推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村に対して補助を行う。		
助成等の要件	<p>(交付対象事業)            令和6年度以降市町村が新たに取り組む、結婚から妊娠・出産、子育て期までを対象とした子ども・子育て支援事業(以下「子ども・子育て支援事業」という。)をいい、市町村が直接実施する事業及び市町村が各種団体等に対して委託し、又は補助金を交付することにより行う以下の事業</p> <p>(1)市町村応援事業            県が推奨する次に掲げる事業又は市町村の創意工夫による子ども・子育て支援事業            ア 放課後児童クラブの利用料支援            イ 病児保育の利用料支援            ウ 産後レスパイトケア</p> <p>(2)モデル事業            先駆的な事業で、他市町村への波及効果が期待できるような子ども・子育て支援事業</p>		
助成対象	市町村		
その他補足	実施主体は市町村。 市町村は、市町村長が適当と認める団体への委託により事業を実施することができる。		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	子ども政策局子ども政策課子ども政策企画班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3417
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	離島地域不妊治療支援事業(H25~)		
事業内容	保険適用による生殖補助医療を行う医療機関のない離島地域の夫婦に、生殖補助医療に係る通院や現地滞在等に要する交通・宿泊費用の助成を行う市町村に対し、費用の一部を補助する。		
助成等の要件	<p>①対象者            保険適用による生殖補助医療を行う医療機関のない県内有人離島に居住し、保険適用による生殖補助医療を受けた夫婦</p> <p>②対象地域            保険適用による生殖補助医療を行う医療機関のない県内有人離島(26有人離島)</p>		
助成対象	鹿児島本土までの航空運賃や船賃などの交通費及び宿泊費		
その他補足	市町村が実施主体として不妊治療を行う夫婦への助成事業を行うことが前提		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	子ども政策局子育て支援課子ども育成係
対象地域	離島地域(奄美を含む)	連絡先	099-286-2466
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	産後ケア推進事業(R6~)		
事業内容	安心して子どもを産み育てられる切れ目のない支援の充実を図るため、産後ケア利用者が負担する利用料を無償化する市町村に対して、費用の一部を助成する。		
助成等の要件	<p>①対象事業 市町村が取り組む次の(1)から(3)の産後ケア事業であって、本補助金を活用して、利用者が負担する利用料を無償化(食事代及びおむつ等消耗品代を実費徴収する場合を除く。)する場合。            (1)産後ケア事業 短期入所(ショートステイ)型            (2)産後ケア事業 通所(デイサービス)型            (3)産後ケア事業 居宅訪問(アウトリーチ)型            ※ ただし、利用者の所得に応じて利用料の徴収・非徴収の別がある場合は対象外。</p> <p>②補助額 対象事業の(1)～(3)ごとに、次のア、イのいずれか低い額に利用延べ件数を乗じて算出して得た額の合計額を助成する。            ア「一人当たりの市町村の産後ケアに係る事業費」の2割の額            イ「利用者が負担する利用料」として市町村が定める額            ※ ただし、一人当たりの助成上限は、5回以内。</p>		
助成対象	市町村		
その他補足	市町村が実施する産後ケア事業において、本補助金を用いて、産後ケア利用者が負担する利用料を無償化することが前提		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	子ども政策局子育て支援課母子保健係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2775
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	離島地域子ども通院費等支援事業(R6~)		
事業内容	島外の医療機関への通院等が必要となる離島地域の子育て家庭に係る経済的負担の軽減を図るために、子どもの通院等に要する交通・宿泊費の助成を行う市町村に対して、費用の一部を助成する。		
助成等の要件	<p>①対象者 県内離島に住所を有する子ども(島外で医療等を受ける必要があると判断された者(島外で医療等を受ける必要を示す医師の診断証明等、確認書類の提出が要件))及びその付添者1名            ※「子ども」とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの者をいう。            ※「付添者」とは、二親等以内の親族である者をいう。ただし、二親等以内の親族が不在である場合は、子どもを現に監護する者及び成年後見人を以て代えることができる。            ※「医療等」とは、島内の医療機関等において治療等を受けることができないと診断された子どもが島外において受ける必要な治療等をいう。</p> <p>②対象地域 子どもが住所を有する県内離島</p>		
助成対象	鹿児島本土までの航空運賃や船賃などの交通費及び宿泊費		
その他補足	市町村が実施主体として通院等に係る助成事業を行うことが前提		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	子ども政策局子育て支援課母子医療係
対象地域	離島地域(奄美を含む)	連絡先	099-286-2763
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	遠方の分娩施設への交通費等支援事業(R6~)		
事業内容	遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦の経済的負担の軽減を図るために、出産の際の交通・宿泊費の助成を行う市町村に対して、費用の一部を助成する。		
助成等の要件	<p>対象者は、以下の(1)又は(2)に該当する妊婦</p> <p>(1)住所地(里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。)から最も近い分娩取扱施設(妊婦の受入が可能な分娩取扱施設に限る。以下同じ。)まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦</p> <p>(2)医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センターまで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦</p>		
助成対象	<p>①最寄りの分娩取扱施設(又は周産期母子医療センター)までの交通費</p> <p>②分娩取扱施設(又は周産期母子医療センター)の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費</p> <p>※②の場合は、①の交通費は「最も近い分娩取扱施設(又は周産期母子医療センター)」を「最も近い分娩取扱施設(又は周産期母子医療センター)の近隣の宿泊施設」と読み替える。</p>		
その他補足	市町村が実施主体として妊婦への助成事業を行うことが前提		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	子ども政策局子育て支援課母子医療係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2763
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	世代間交流で人生100年生きがい創出事業(R6~)						
事業内容	<p>これまで地域活動に参加していなかった層を含め、高齢者の社会参加を促進するとともに、生きがいづくり・健康づくりを促進するため、世代間交流イベント等を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する。</p> <p>1 実施主体:市町村</p> <p>2 補助上限</p> <table> <tr> <td>① デジタルを活用したイベント等</td> <td>100万円(本土), 120万円(離島)</td> </tr> <tr> <td>② ①以外のイベント等</td> <td>30万円</td> </tr> </table> <p>3 負担割合:市町村1／3, 県2／3</p>			① デジタルを活用したイベント等	100万円(本土), 120万円(離島)	② ①以外のイベント等	30万円
① デジタルを活用したイベント等	100万円(本土), 120万円(離島)						
② ①以外のイベント等	30万円						
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者と他世代との交流を図れる内容であること</li> <li>・ 高齢者の生きがいづくり・健康づくりに寄与するものであること</li> <li>・ 新たな世代間交流の取組みであること(既存の取組みにデジタル活用等の新たな要素を加える場合も可)</li> <li>・ 事業効果の検証が行えること</li> <li>・ 繼続して実施される見込みがあること</li> </ul>						
助成対象	市町村						
その他補足	<p>実施主体は市町村</p> <p>市町村は、市町村長が適当と認める団体等への委託、補助により事業を実施することができる。</p>						
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県				
買物弱者支援関連							
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	保健福祉部高齢者生き生き推進課生きがい推進係				
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2568				
助成等の形態	補助金等の交付	関連HP					